

【情報館】・特にことわりのないものは12月1日(月)から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。



後期高齢者医療「健康診査」

対象者には受診券を郵送していただきます。受診券を紛失した方および7月以降に埼玉県後期高齢者医療の資格を取得し、以前加入していた健康保険で、今年度まだ健康診査を受診していない方はご連絡ください。



金を除く
児童扶養手当

◆ 児童扶養手当
対次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父・母・養育者

① 父母が離婚した児童② 父または母が死亡した児童③ 父または母に一定の障害がある児童④ その他の理由で父または母がいない児童など

▼ 児童が1人の場合：41,020円(全部支給) または41,010円(一部支給) ▼ 児童が2人の場合：5,000円を加算 ▼ 児童が3人以上の場合：1人につき3,000円を加算

共通留意事項

▼ 児童が18歳になった年の年度末までが対象 ▼ 申請が必要 ▼ 申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり ▼ 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所している場合は対象外

ひとり親家庭等医療費助成制度・児童扶養手当

◆ ひとり親家庭等医療費助成制度
対次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父・母・養育者

① 父母が離婚した児童② 父または母が死亡した児童③ 父または母に一定の障害がある児童④ その他の理由で父または母がいない児童など

ひとり親家庭児童
就学支度金支給制度

対平成27年4月に中学校へ入学予定の児童を養育している市民税非課税世帯の方(生活保護受給世帯を除く)で ▼ 母子家庭の母 ▼ 父子家庭の父 ▼ 父母のない児童を養育している方

支給額 児童1人につき1万円

夜間納税・相談窓口

開設日 12月1日(月)・26日(金)、1月5日(月) 午後5時15分～8時

災害、けが、病気、失業などで収入が著しく減り、納期限までに納められないときは、お早めにご相談ください。電話による納税相談も受け付けます。



1月5日(月)は
◆ 固定資産税・都市計画税(第3期)
◆ 国民健康保険税(第6期)
の納期限です

▶ 納付書に記載された納付場所で、納期限までに納めてください。

市役所2階収税課 2998-9073

申問 12月26日(金)までに申請書を〒8501 市役所2階こども支援課 2998-9124へ直接・郵送

特別児童扶養手当
対次のいずれかの障害などがある20歳未満の児童を養育している父・母・養育者

特別児童扶養手当

① おおむね身体障害者手帳1級～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患
② 療育手帳(A、B)
③ 精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

手当2級：33,230円

留意事項 ▼ 申請者やその配偶者、および同居など生計を同じくしている直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり ▼ 児童が公的年金を受けることができない場合、児童福祉施設などに入所している場合は対象外

無料の風しん抗体検査

対次のいずれかに該当する方 ▼ 妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性とその配偶者 ▼ 妊婦健診の結果、風しんの抗体価が低いと判明した妊婦の配偶者



風しんの予防接種歴、罹患歴、検査歴(妊婦健診含む)がある方は除きます。

実施期限 3月31日(火)

申請書(「風しん抗体検査」で検索から検査申込書を入力し、実施医療機関で検査)

実地医療機関などは県HP「風しん抗体検査」で検索をご覧ください。

問 県・疫病対策課 048-830-3557

交通遺児等援護金を給付

対交通遺児等となった県内在住の乳幼児、小・中・高等学校や各種学校などに在学する18歳以下の方

申請期限 1月30日(金)

申請書は、市役所2階交通安全課 2998-9140で配布いたします。

問 県・防犯・交通安全課 048-830-2958

平成27年度から個人住民税の給付と天引き納入を徹底します

事業主には、従業員に代わって毎月の給与から個人住民税を天引きし、市に納める特別徴収が義務付けられています。

所得税のように税額の計算や年末調整の手間はなく、従業員が常時10人未満の場合は、年12回の納期を年2回とする納期の特例を申請することができます。

従業員の方にとっては銀行などへ納付に行く手間が省け、また自分で納付する普通徴収の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回の負担が少ないなどのメリットがあります。

特別徴収の手続きについては市HP「特別徴収事務」で検索をご覧ください。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得については、確定申告書または住民税申告書により、個人住民税の納付方法を選択することができます。

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

平成26年1月から、事業・不動産・山林所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告の方(所得税の申告の

超親切的な市役所へ!

休日開庁(毎月第2・第4土曜日の午前中)

12月の休日開庁日 12月13日(土)・27日(土) 午前8時30分～午後0時30分

取り扱い業務	開庁窓口
① 転入・転出・転居などの異動届 ② 印鑑登録 ③ 住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書などの各種証明書の交付 ④ 住民基本台帳カードの申請・交付	市役所1階市民課 2998-9087
⑤ 国民健康保険・国民年金の手続き	市役所1階国保年金課 2998-9131 (国民健康保険担当) 2998-9095 (国民年金担当)
⑥ 課税・非課税証明書、納税証明書の交付	市役所2階市民税課 2998-9064
⑦ 市税の納付 ⑧ 納税相談	市役所2階収税課 2998-9073
上記①～⑦の業務	まちづくりセンター(並木を除く)

◎ 取り扱い業務の詳細は、事前にお問い合わせの上、お越しください。

別(代理人または第三者の別) ◎ 証明書を取得した個人の情報は通知されません。

平成27年度からの指定管理者に指定した団体と施設

施設名	団体名	指定期間	施設所管課
狭山ヶ丘駅東口第1自転車駐車場	サイカパーキング(株)	2年間	交通安全課 2998-9140
こばと児童館	(公財)埼玉YMCA	5年間	青少年課 2998-9103
つばき児童館	葉隠勇進(株)		
すみれ児童館	(福)光輪会		
わかば児童館	(株)コマーム	5年間	商業観光課 2998-9155
狭山湖駐車場	(株)西武プロパティーズ		

問 政策企画課 2998-9027